

公 告

令和 7 年度ロタウイルス感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ロタウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

- （1）経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生 6 週 0 日後から 2 4 週 0 日後までの間にある者
- （2）5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は、出生 6 週 0 日後から 3 2 週 0 日後までの間にある者

3 接種方法

- （1）経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンは、2 7 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与する。
- （2）5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチンは、2 7 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

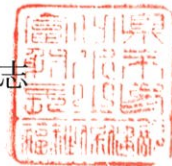
公 告

令和 7 年度 Hib 感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、Hib 感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種は、生後 2 月から生後 7 月に至るまでを標準的な接種期間として 2 7 日（医師が必要と認める場合は 2 0 日）以上の間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 1 3 月までの間隔をおいて 1 回行う。但し、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 1 2 月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度小児の肺炎球菌感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、小児の肺炎球菌感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降 1 3 価肺炎球菌結合型ワクチンまたは沈降 1 5 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種は、生後 2 月から生後 7 月に至るまでを標準的な接種期間として、2 7 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種は、生後 1 2 月から生後 1 5 月に至るまでを標準的な接種期間として、初回接種終了後 6 0 日間以上の間隔をおいて、生後 1 2 月に至った日以降に 1 回行う。但し、初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は生後 2 4 月に至るまでに接種することとし、それを超えた場合は行わない（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後 1 2 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち 3 回目の注射は行わない（追加接種は実施可能）。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度B型肝炎の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、B型肝炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

1歳に至るまでの間にある者

※但し、母子感染予防として出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けた者を除く。

3 接種方法

組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し、生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・Hib 感染症の
定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・Hib 感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎の定期接種の
実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的には 1 2 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度ジフテリア・百日せき・破傷風の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法

沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種は20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種は、初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度急性灰白髄炎の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、急性灰白髄炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

3 接種方法

不活化ポリオワクチンを使用し、初回接種は 2 0 日以上、標準的には 2 0 日から 5 6 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的には 1 2 月から 1 8 月までの間隔をおいて 1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度結核の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、結核の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

1 歳に至るまでの間にある者

3 接種方法

B C G ワクチンを使用し、生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1 回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度水痘の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、水痘の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

3 接種方法

乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に至るまでを標準的な接種期間として1回目の注射を行い、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目の注射を行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度麻疹風しんの定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、麻疹風しんの定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

第1期

- (1) 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
- (2) 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれで、令和6年度内にワクチンの接種ができなかった者

第2期

- (1) 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
- (2) 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれで令和6年度内にワクチンの接種ができなかった者

3 接種方法

乾燥弱毒生麻疹風しん混合（MR）ワクチンを使用し、1回行う。

麻疹又は風しんに罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種として、乾燥弱毒生麻疹ワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを使用する。また乾燥弱毒生麻疹風しん混合（MR）ワクチンを使用することが可能である。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度日本脳炎の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、日本脳炎の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

- (1) 第 1 期 生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者
第 2 期 9 歳以上 1 3 歳未満の者

(2) 特例対象者

平成 1 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までに生まれた者で、2 0 歳未満にある者で第 1 期、第 2 期の接種を受けられなかった者

3 接種方法

- (1) 第 1 期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、初回接種は 6 日以上、標準的には 6 日から 2 8 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種は、初回接種終了後 6 月以上、標準的にはおおむね 1 年おいて 1 回行う。第 2 期は乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを 1 回接種する。
- (2) 特例対象者は、接種を受けていない残りの回数を 6 日以上の間隔をおいて接種する。但し、4 回目の接種は 9 歳以上に、3 回目接種から 6 日以上の間隔をおいて接種する。接種を全く受けていない場合は、1 回目及び 2 回目の接種として 6 日以上、標準的には 6 日から 2 8 日までの間隔をおいて 2 回接種する。3 回目の接種は 2 回目の接種後、6 月以上、標準的にはおおむね 1 年おいて 1 回接種し、4 回目の接種は 9 歳以上に、3 回目の接種後 6 日以上の間隔をおいて 1 回接種する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度ジフテリア・破傷風の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、ジフテリア・破傷風の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

11歳以上13歳未満の者

3 接種方法

沈降ジフテリア・破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行う。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

- （1）12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- （2）キャッチアップ接種は、平成9年4月2日から平成21年4月1日に生まれた女子で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回でも接種した者

3 接種方法

- （1）組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン
標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種する。
- （2）組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン
標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種する。
- （3）組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン
 - ア 2回接種の場合（15歳未満のみ）
標準的な接種方法として、初回1回接種した後、6月の間隔をおいて1回接種する。
 - イ 3回接種の場合
標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回接種する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和 7 年度高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種の実施について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づき、高齢者の肺炎球菌の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 接種対象者

(1) 6 5 歳の者

(2) 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

3 接種方法

2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回、皮下又は筋肉内に注射する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度高齢者の带状疱疹の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、高齢者の带状疱疹の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

- (1) 令和7年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から令和8年3月31日の間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者

3 接種方法

次に掲げるいずれかの方法により接種する。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回、皮下に注射する。
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2月以上（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては1月以上）の間隔をおいて2回筋肉内に注射する。

4 実施方法

指定医療機関で行う個別接種とする。

公 告

令和7年度風しん第5期の定期接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき、風しん第5期の定期接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

射水市長 夏 野 元 志



1 接種期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 接種対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、令和7年3月31日までに風しんの抗体検査を受け、かつ風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体がない者

3 接種方法

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンを1回注射する。

4 接種場所

指定医療機関で行う個別接種とする。